

JRR-3 及び NSRR の定期事業者検査の期間について

2023 年 9 月 15 日
日本原子力研究開発機構
原子力科学研究所
研究炉加速器技術部

JRR-3 の定期事業者検査報告書に記載されている定期事業者検査の期間が令和 4 年 12 月 26 日～令和 5 年 8 月 10 日となっているが、報告書の検査実績に記載されている検査日は令和 5 年 7 月 31 日から 8 月 10 日となっており、令和 4 年度中に開始したとはいえないのではという懸念がある。同様に、NSRR も定期事業者検査報告書に記載されている定期事業者検査の期間が令和 5 年 2 月 1 日～令和 5 年 8 月 4 日となっている一方で、報告書の検査実績に記載されている検査日は令和 5 年 6 月 28 日から 8 月 4 日となっており、令和 4 年度中に開始したとはいえないのではという懸念がある。

前回の定期事業者検査終了日から今回の定期事業者検査開始日について、試験炉則で定める 1 2 月を超えない時期は満足しているが、検査期間として示されている開始日と実際の検査実施日の間には数ヶ月の開きがあり、実際には計画年度の次年度に実施されていることから、検査期間の考え方及び試験炉則で定められている「一定の期間」に関する貴機構の考え方を整理して説明すること。

定期事業者検査報告書本文に記載している検査の期間（JRR-3：令和 4 年 12 月 26 日～令和 5 年 8 月 10 日、NSRR：令和 5 年 2 月 1 日～令和 5 年 8 月 4 日）は、原子力施設検査室による検査（立会確認、記録確認、保安記録確認）実施期間に加え、定期事業者検査で記録確認を受検するために保守担当課が実施する検査（自主検査）を実施する期間、長期施設管理方針（保全計画）に従い定期事業者検査期間中に実施する保全活動を実施する期間等を含む期間である。

一方で、定期事業者検査報告書（終了時）別添の検査実績に記載している検査実施日は、原子力施設検査室による検査が実施された日を記載している。

JRR-3 及び NSRR の定期事業者検査では、試験炉則第 3 条の 9 第 2 項の「一定の期間」を 12 か月としている。

したがって、前回の原子力施設検査室における検査の終了日から今回の定期事業者検査の始期を 12 か月以内としている。

